

「 同 行 援 護 」 金 額 表

同行援護	請求額 (10割)	自立給付 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
30分未満	1,900円	1,710	190円
30分以上 1時間未満	3,000円	2,700円	300円
1時間以上 1時間30分未満	4,330円	3,897円	433円
1時間30分以上 2時間未満	4,980円	4,482円	498円
2時間以上 2時間30分未満	5,630円	5,067円	563円
2時間30分以上 3時間未満	6,280円	5,652円	628円
3時間以上	6,930円	6,237円	693円
6,930円+30分毎に追加	+650円	+585円	+65円

※ 平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、障害者総合支援法のサービス支給量の範囲内であれば、給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後 6時～午後10時まで）：25%
- ・ 早朝（午前 6時～午前 8時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時～午前 6時まで）：50%

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※ 緊急時対応加算 1回1,000円：ご利用者負担1割100円
 ご利用者等からの要請に基づき、サービス提供責任者が、同行援護計画の変更等を行い、緊急に身体介護等を要する同行援護を提供した場合、加算を算定します（月2回まで）。

- ※ 初回加算 1ヶ月2,000円： ご利用者負担1割200円
新規に同行援護計画を作成したご利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に自ら同行援護を行うか同行した場合に加算を算定します。
- ※ 利用者負担上限額管理加算 1回 1,500円（月1回限
（ご利用者負担は、1割の150円）
- ※ 特別地域加算として、100分の15に相当する額の合算
- ※ 同行援護の提供において、一定の基準に適合している場合、加算を算定します
 - （一） 特定事業所加算（Ⅰ）
所定の金額に100分の20に相当する額の合算
 - （二） 特定事業所加算（Ⅱ）
所定の金額に100分の10に相当する額の合算
 - （三） 特定事業所加算（Ⅲ）
所定の金額に100分の10に相当する額の合算
 - （四） 特定事業所加算（Ⅳ）
所定の金額に100分の5に相当する額の合算
- ※ 福祉・介護職員処遇改善加算
 - （一） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算
 - （二） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算
 - （三） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算
 - （四） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の100分の90を加算
 - （五） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の100分の80を加算
- ※ 基礎研修課程修了者等により同行援護が行われる場合は、次の割合で通常の利用料金が減算されます。
 - ・ 所定の単位 : 90%